

## 県民芸術劇場の公演団体登録について

### 1 登録にあたっての要件と必要事項等

(1) 県内に拠点を置き、専ら舞台芸術の実演を行う団体であること。

- ① 団体の事務所の所在地、活動場所、代表者又は構成員の居住地などから、県内を拠点に活動している団体であることを示してください。
- ② 対象のジャンルは、舞踊、ミュージカル、演劇、伝統芸能及び音楽とし、次のようなものは対象とはなりません。
  - ・ ヒーロー・キャラクター等によるアトラクション公演
  - ・ 大衆演劇や歌謡ショーなどの大衆芸能（落語は除く。）

(2) 県内において、継続した活動実績（概ね3年以上）があること。

- ① 劇場等で有料公演（不特定多数の者から対価を得て行う公演）を実施していることが必要です。
- ② 学校公演（登録する区分「小学校」「高校」に応じた公演）を実施していることが必要です。
- ③ 活動実績を示す資料（公演チラシ、パンフレット、写真、動画等）を提出してください。 ※動画は必ず提出して下さい。

(3) 県民芸術劇場に相応しい公演レベル（力量）を有し、趣旨に沿った公演を実施すること。

- ① 時期を限定せず、県内全域での公演が可能であることが必要です。
- ② 団体及び構成員のプロフィール等の分かる資料を提出してください。
- ③ 評価や評論に関する資料（新聞記事等も可）があれば提出してください。
- ④ 必要に応じ、兵庫県芸術文化課又は兵庫県芸術文化協会の職員が、公演等を視察します。

(4) 団体として必要な組織体制を備え、適切かつ安定した運営ができること。

- ① 団体として責任をもって意思決定や実施ができる組織、会計などの事務処理が適切にできる体制を備えていることが必要です。
- ② 団体の規約、代表者・担当者・構成員等の名簿などを提出してください。  
※ 地元主催者（公立文化施設・学校）や当協会と常時連絡が可能な窓口（担当者）を置いてください。

## 2 留意事項等

- (1) 毎年6月末までに登録承認した団体は、翌年度から登録団体となります。  
(例：令和6年6月に登録承認→令和7年度～登録  
令和6年7月に登録承認→令和8年度～登録)
- (2) 対象公演は、毎年度、地元主催者からの希望に基づき、予算の範囲内で、地域のバランスなどを考慮して決定（採択）します。希望があっても採択されない場合があります。
- (3) 学校公演については、次の事項をご了承ください。
- ・ 公演内容は、学校の体育館等でも上演可能なものとし、児童・生徒に対する教育的な目的が分かるようにしてください。
  - ・ 公演料はできるだけ低額に設定してください。
- (4) 兵庫県又は兵庫県芸術文化協会では、登録団体に対して、公演のあっせん等はいません。

### 【参考】公演当たりの兵庫県芸術文化協会の負担額（上限）

兵庫県芸術文化協会では、出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。）の1/2を負担します。ただし、当協会負担額の上限（令和5年度）は、次表のとおりです。

区 分 (金額は消費税含む)	音 楽	音楽以外
小学校公演	247,500 円	247,500 円
高 校 公 演	371,250 円	506,000 円
一 般 公 演	1,100,000 円	1,100,000 円

## 3 登録の更新

毎年度、申請に基づき登録の更新を行います。ただし、次の場合は、更新しないことがあります。

- ① 団体として県内での活動を休止しているとき。
- ② 相当の期間にわたり地元主催者からの開催希望がないとき。
- ③ 会計など事務処理が適切に行われず、連絡がとれないなど、登録団体として相応しくないと認められたとき。